

平成 2 1 年 第 1 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成21年第1回京丹波町議会臨時会

平成21年4月28日(火)

開会 午前10時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町税条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第59号 土地の取得について
- 第 6 議案第60号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(15名)

- 2 番 坂 本 美智代 君
- 3 番 山 内 武 夫 君
- 4 番 畠 中 勉 君
- 5 番 今 西 孝 司 君
- 6 番 東 まさ子 君
- 7 番 小 田 耕 治 君
- 8 番 横 山 勲 君
- 9 番 西 山 和 樹 君
- 10 番 山 田 均 君
- 11 番 室 田 隆一郎 君
- 12 番 篠 塚 信太郎 君
- 13 番 吉 田 忍 君
- 14 番 野 口 久之 君
- 15 番 野 間 和 幸 君

16番 岡本 勇 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	松原茂樹君
副町長	上田正君
教育長	寺井行雄君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	田端耕喜君
瑞穂支所長	野村雅浩君
和知支所長	藤田真君
総務課長	谷俊明君
監理課長	山田洋之君
企画情報課長	岩崎弘一君
税務課長	稲葉出君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	中尾達也君
教育次長	野間広和君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開議 午前10時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により7番議員・小田耕治君、8番議員・横山 勲君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る3月31日、藤田 正夫君から一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありました。地方自治法第126条の規定により同日に許可いたしましたから報告いたします。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号他2件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

本日午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会は、閉会中、議会だよりの編集をいただき、第16号が発行されました。

本日、本会議終了後、議員定数等検討特別委員会をこの場において開催されます。議員の皆さんよろしくお願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例～日程第6、議案第60号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例から日程第6、議案第60号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日、ここに平成21年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

4月から申請の受付を始めました定額給付金及び子育て応援特別手当ではありますが、昨日までの受付状況は、定額給付金の対象世帯6,473世帯のうち、5,832世帯(90.1%)、子育て応援手当では175世帯のうち167世帯(95.4%)を受付し、5月12日に給付金4,717件、子育て応援手当152件の第1回目の振込みをはじめとして、順次作業を進めているところであります。施策の目的であります住民への生活支援、地域経済の活性化に資することができますよう期待するものであります。

一方、この4月の内閣府月例経済報告によると、「景気は、急速な悪化が続いており、厳しい状況にある。輸出、生産、企業収益は、きわめて大幅に減少している。雇用情勢は急速に悪化しつつある。」など、先行きは当面悪化が続くとみられ、生産活動が極めて低い水準であることから、雇用の大幅な調整が引き続き懸念されております。

政府は、平成20年度の2次補正予算に続き、①景気の底割れを絶対に防ぐ、②雇用を確保し、国民の痛みを軽減する、③未来の成長力強化につなげることを目的とし、国費15.4兆円程度、事業費56.8兆円程度の「経済危機対策」を取りまとめ、昨日には一般会計13兆9,256億円の追加補正や関連法案の国会提出を行っております。

このような中、国の20年度2次補正予算に盛り込まれた緊急雇用創出事業臨時特別交付金が京都府において基金造成され、本町へは3年間で2,560万円、うち21年度1,630万円の補助金交付が示されております。今期臨時会は、本町としてこの補助金を有効に

活用した緊急雇用の創出を図るため、予算の追加補正を主なものとして招集させていただきました。

それでは、本日提案させていただきます議案につきましてその概要を説明させていただきます。

まず、専決処分の承認を求める案件第1号では、地方税法の一部を改正する法律等が改正公布され、これに伴う本町条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので議会の承認をお願いしております。

現下の社会経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、公的年金からの特別徴収制度の改正、個人住民税における新たな住宅借入金等特別控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等にかかる個人住民税の特例措置税率の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置や長期譲渡所得に係る特別控除の創設など、所要の措置が講じられたことから、関連部分の条例改正を行ったものであります。

議案第59号 土地の取得につきましては、瑞穂地区内における保育所建設用地として、京丹波町和田大下27番3、ほか15筆9,213.88㎡について、南丹・京丹波地区土地開発公社から1億6,161万7,294円で取得しようとするものであります。

議案第60号 平成21年度 京丹波町一般会計補正予算(第1号)では、補正前の額101億4,900万円に1,630万円を追加し、補正後の額を101億6,530万円とするものであります。

委託事業として障害者地域就労促進事業、グリーンツーリズム地域交流事業、直営で耕作放棄地管理データ作成事業に取り組み、新規雇用13人の雇用創出を図ろうとするものであります。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君）補足説明を担当課長に求めます。

稲葉税務課長

○税務課長（稲葉 出君）失礼いたします。

それでは、承認第1号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明を申し上げます。

主なことにつきましては、先ほどの町長の提案説明のとおりでございますが、この度の税制改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律なり、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成21年3月31日にそれ

ぞれ公布され、いずれも原則としまして同年4月1日から施行されることとなったことに伴いまして、本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分するものでございます。

最初に、今回の条例改正につきましては、上位法の改正により準則も改正されまして、それに合わせて町税条例も改正させていただいたものでございます。

改正条例の構成ですけれども、今回少し変則的なものとなっておりますので若干説明をさせていただきますと思うわけですが、まず第1条では、これは、「京丹波町税条例等の一部を改正する条例」の1ページから8ページの上段部分でございますが、第1条につきましては、既にあります本条例及び附則を改正するものであります。

次に8ページに記載しております第2条につきましては、第1条で改正しました附則の一部をさらに改正するものでございまして、施行日は平成21年6月4日でございます。

また、同じ8ページの下段の第3条では、今年の6月議会でご承認いただきました「京丹波町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第12号）」の附則の第1条及び第2条の内の経過措置として規定しておりますものを改正するものでございます。

そして、本改正条例の附則を10ページから12ページに掲げております。

それでは、具体的な中身でございますが、主なものにつきましてご説明させていただきたく思います。

まず、1ページの第38条なり第47条の2、第47条の3、第47条の5関係でございますが、お手元の資料の2枚目をご覧くださいと思います。これは、公的年金からの住民税の特別徴収に関するものでございまして、平成20年の改正により平成21年度から施行され、平成21年10月以降に支給される公的年金から特別徴収されることは今年の改正によりご承知のとおりでございますが、徴収の方法が、その際は、公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、その所得以外の所得に係る住民税額も合わせた総額を公的年金から特別徴収されることと定まっていたものが、今回の改正により、年金所得の金額から計算した住民税額のみが公的年金から特別徴収されることとなるものでございます。したがって、給与所得等他の所得に係る住民税額は、年金からの特別徴収はされないこととなり、給与所得やその他の例えば事業所得などの金額から計算した住民税額というものは、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で収めていただくことになるものであります。年金特徴等につきましては資料をご覧くださいと思うわけですが、その中で白抜き表示の「引き落としされる住民税額は」という部分が、今回の改正点ということでございます。

二つ目は、附則第7条の3及び今回追加となりました第7条の3の2の関係でございますが、所得税のいわゆる住宅ローン控除に伴う個人住民税における住宅借入金等特別税額控除

の創設であります。

これは、経過措置である現行制度とは違い、緊急的な経済対策として講じられるものでありまして、資料の個人住民税における住宅ローン特別控除の創設なり、所得税における住宅ローン特別控除の改正（概要）をご覧いただきたいわけですが、一般住宅の場合ですと、住宅借入金等を有する方が、平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、所得税につきましても、控除期間は10年間で、控除率は1.0%、住宅借入金等の年末残高の限度額は、21年、22年が5,000万円、23年が4,000万円、24年が3,000万円、25年が2,000万円となっておりまして、所得税における一般住宅の住宅ローン控除は年間50万円が最大500万円となるわけですが、このような控除を所得税だけで行った場合、所得税から全額を控除できない方もおられるので、今回の税制改正では、所得税で控除しきれない場合は、個人住民税からも控除できる制度が創設されたところでございます。

具体的には、平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある方で、平成21年から平成25年までに入居した場合に限り、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額、ただし当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額を限度として、最高97,500円が減額されるものでございます。このうち町民税につきましても58,500円となっております。

この個人住民税の特別税額控除を受ける場合の申告は不要とされ、また、あわせて、経過措置としての税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除制度につきましても、平成22年度分以降、同様に申告を要せず、新制度の規定に一本化されることとなっております。

三つ目は、附則第11条・附則第12条・附則第13条の関係でございますが、これは、平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましても規定ございまして、平成21年度の3年に一度の評価替えに伴い、宅地等につきましても現行制度の負担調整措置の仕組みを継続することとされておまして、具体的には、負担水準が一定割合以上の土地にきましても、前年度課税標準額を引き下げ又は据え置きとすることとし、負担水準が一定割合未満の土地については、原則として、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加算した額を課税標準額とした場合の固定資産税額とすることとなっております。

また農地につきましても、現行と同様の負担調整措置を継続するものでございます。

四つ目は、今回の改正の第3条の関係でございますが、8ページに記載させていただいて

おります。これは、上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税課税につきまして、引き続き軽減税率を適用するものでございます。

具体的には、資料「上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税について」のほうをご覧いただきたいと思いますが、現行では、平成21年及び平成22年の2年間分の所得割については、配当所得のうち100万円を超える部分、譲渡所得等のうち500万円を超える部分について、20%本則税率が適用され、それ以下の部分については10%の軽減税率が適用されることになっていたわけですが、これが見直され、平成20年までと同様に配当所得、譲渡所得等の両者とも金額に関係なく10%の軽減税率を適用することとし、その措置は平成21年から平成23年までの3年間講じられることとなったものでございます。

そして五つ目につきましては6ページに書いてございます付則第17条及び租税特別措置法第35条の2第1項の関係でございまして、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設でございまして、これにつきましては個人が平成21年、平成22年中に取得した土地等を5年を超えて所有しかつ譲渡した場合、譲渡所得から1,000万円の特別控除が受けられるものでございます。

以上、今回の地方税法等の改正に係る一部改正につきまして、主なものを申し上げまして補足説明とさせていただきます。何卒ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 引き続きまして議案第59号 土地の取得について補足説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由の説明にもございましたとおり、今回買戻しを予定しております土地につきましては、保育所用地として南丹・京丹波土地開発公社により先行取得しております16筆9,213.88㎡でございます。

次のページをご覧ください。土地につきましては京丹波町和田大下の土地16筆9,213.88㎡で、取得価格につきましては1億6,161万7294円です。内訳につきましてはそのうち元金が1億4,586万0778円で、利子につきましては1,575万6,516円となります。造成分につきましては1,913万3,730円です。契約の相手方につきましては南丹・京丹波地区土地開発公社でございます。場所につきましては現在の瑞穂地区 国保京丹波町病院の北側に隣接する土地でございます。

それでは議案第59号の土地取得について読み上げさせていただきます。

議案第59号 土地の取得について 児童福祉施設用地として、別紙の土地を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例(平成17年条例第47号)第3条の規定に基づき議会の議決を求める。平成21年4月28日 京丹波町長 松原茂樹 簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。ご審議賜りお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(岡本 勇君) 谷総務課長

○総務課長(谷 俊明君) それでは議案第60号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)につきまして補足説明申しあげさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、町長の提案理由にもございましたように、補正前の額101億4,900万円に1,630万円を追加させていただきますと、101億6,530万円とさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、予算書の最後のページでございますが、3ページ歳入につきましては京都府の補助金ということで、緊急雇用対策事業補助金1,630万円を計上させていただいております。

4ページの歳出の関係でございますが、これにつきましては予算の資料ということで事前に配布させていただいておりますので、まずは表の緊急雇用事業の概要について説明させていただきたいと思っております。

これは現下の雇用失業情勢に鑑みまして、国の20年度の2次補正予算に緊急雇用創出のための臨時特例交付金というものが設けられたところでございまして、これを都道府県に交付し、各都道府県が基金を設けて、この基金を活用して、離職を余儀なくされた非正規労働者、あるいは中高年の失業者の方に対する短期の雇用や就業機会を設ける事業を実施するものでございます。

京都府ではこの基金に75億6,000万円を造成されたと伺っておりますが、本町へは緊急雇用創出事業として3年間で2,560万円、21年度が1,630万円の交付枠が示されたところでございます。この基金事業の活用にあたりましては委託事業か直轄事業であること。ただし新たな事業でありまして、建設とか土木事業を除くものでございますし、また、その雇用期間は6ヶ月未満、言い替えますと6ヶ月以内の事業であることなどの規定に沿う事業であることが求められているところでございます。

以上のような条件を含めまして、今回の補正予算の内訳につきましては、ひとつには障害者地域就労促進事業 これは先ほど申しあげました6ヶ月の制限がございますことから1期

と2期の事業ということで、障害者施設の製品作成の技術指導、販売促進にかかる新規雇用を図るとともに、障害者の工賃の確保と自立促進につなげる事業を行おうとするものでございます。1期、2期合わせまして委託事業費に975万円、新規雇用は8人といたしております。

次のページでございますが、上段グリーンツーリズム地域交流推進事業でございますが、これにつきましては田んぼをキャンパスといたしまして、稲で絵を描く事業を行おうとするものでございまして、植え付けから刈り取りまでの管理でございますとか、この田んぼを活用いたしましたイベントの実施、あるいは特産品の展示販売、それから都市交流と継続的一体的に観光振興につなげていく事業を実施しようとするものでございます。委託事業費といたしましては470万円、新規雇用を3人行おうとするものでございます。

それからもう1点は耕作放棄地管理データ作成事業でございますが、これにつきましては町の直接事業として耕作放棄地の調査に基づくデータを作成し、農地の管理対策や活用方策の基礎資料を作成しようとするものでございます。事業費につきましては185万円、新規雇用2名の雇用を行おうとするものでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第60号補正予算第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上説明のとおりであります。

これより承認第1号の質疑を行います。

10番 山田君

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしたいと思いますが、今回専決処分で提案になっております住宅ローンの控除の関係と、それから上場株式等の配当の譲渡益の個人住民税の課税というものについてですが、京丹波の場合対象となる方はあるのかないのか、あるとすればだいたい何人と見込まれているのか。

それから今回提案となっております税を年金から引くということについて、対象とされるのは何人になるのか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長

○税務課長（稲葉 出君） まず住宅ローン控除の適用となるものの人数でございますが、これにつきましては21年から25年までの入居の方が適用となっておりますので、今の時点ではわかりませんが、今までの制度におきまして経過措置として適用となっておりますものにつきましては、平成20年度分に係るものでございますけれども140人でございます。

上場株式の配当の控除の関係ですが、20年度で103人ございます。

3点目のご質問でございますが、公的年金から特別徴収をされる対象の方が何人であるかというご質問であったかと思いますが、現在のところきちっと把握をしておりませんが、国のほうが示しているのは個人住民税の納税義務者数の2割強の方ということで聞いております。21年度の後期高齢者の特徴でございますと2,900人あまり、21年度の介護保険料ですと5,100人あまり、同じく21年度の国保税の特徴は431人というふうになっております。少し戻りますが、京丹波町の個人住民税の納税義務者数は20年度7,218人ございましたので、それらから類推はできかねますが、とりあえず5月末に対象者のリストが送付されてくる予定でございます。それがきますとはっきりとした数字がわかるわけでございますが、何人ということにつきましてはお答えしかねるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番 東君

○6番（東まさ子君） 今の公的年金からの特別徴収についてですが、説明では年金以外の給与所得、事業所得については普通徴収という説明がありましたが、例えば農業所得でありましたら年金といっしょに合算して確定申告をしておりますが、住民税というのは別々にできるのですか。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長

○税務課長（稲葉 出君） 申告がありましての計算はこちらのほうでさせていただくというところでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番 東 まさ子君

○6番（東まさ子君） ちょっとわかりかねますが、また聞かせていただきます。

それから、資料の最後のページの上場株式の件ですが、23年度の12月末まで延長になったということではありますが、昨年度の改正の100万円以下、500万円以下というものを取ってしまった10%ということに理解したらいいわけでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長

○税務課長（稲葉 出君） 今言われたとおりでございます。

○議長（岡本 勇君） 6番 東君

○6番（東まさ子君） そうするとこれまでよりも減税が大幅に増えるということになると思いますが、どれくらいになりますか。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長

○税務課長（稲葉 出君） その質問につきましては今の時点ではお答えすることができかねますのでご容赦賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番 東君

○6番（東まさ子君） それではただいま提案されております承認第1号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案されている税条例の改正のうち、個人住民税の住宅ローン特別控除の創設は控除可能額を最高水準に引き上げるとともに、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を個人住民税の所得割から控除できるようにするものであり賛成するものでありますが、上場株式の配当及び譲渡益の個人住民税の課税につきましては、上場株式等の配当譲渡益に対する軽減税率は原則20%でありましたが、2003年から軽減され、税率が10%になっておりました。しかし、大資産家優遇との批判もありまして昨年の改定で21年1月から配当金は100万円以下の部分、譲渡益は500万円以下の10%のみ税率を軽減し、23年1月からは20%の原則に戻すとしておりましたが、今回の改定では以前のように10%の税率を復活させ、期間を23年12月31日まで延長するものであります。今回の改正は厳しい暮らしの中、引き続き金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げるものであり、賛成できません。

また、65歳以上の公的年金受給者で年間18万円以下を除くすべての年金受給者から個人住民税を天引きすることが昨年条例改正をされました。既に年金からは所得税や介護保険料など天引きがされております。本人の意思確認なしで年金を主たる収入としている人たちから一方的に天引きすることは賛成できないことを指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより承認第1号を採決いたします。

専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例等の一部を改正する条例、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手多数 ）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（岡本 勇君） 次に議案第59号 土地の取得についての質疑を行います。

2番 坂本君

○2番（坂本美智代君） 町長にお伺いしたいのですが、今回土地取得については桧山の保育所

を建てるべくしての取得であります。以前町長からお聞きする中で、保育所をどこに建てるのかという質問に対して、瑞穂町時代に今回出された場所ですかとお伺いしたとき、必ずしもそこは考えていないということをお聞きしたことがあるのですが、提案されている土地以外にもどこか検討されたことがあるのか、今回のこの土地を出された経緯はどういったことなのかお伺いしたいと思います。また、福祉厚生常任委員会でも検討委員会で出されたときに、今回提案されている分は23号台風のときに河川も決壊するなど、保健福祉施設に水も入ったということもあったので、あそこの河川のところでは心配ないのか質問をさせていただきました。そのときは河川も拡幅するなどして十分な配慮をしているという答弁もいただいたのですが、今回こういった場所でこうした子どもたちを安全に保育できる場所と考えておられるのかその点だけお伺いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 保育所の建設に向けまして場所をどこにするかということについては関係の皆さん方にお集まりいただいて検討を加えてきていただいたところでございます。旧町の時代からここをひとつの建設予定地として先行取得をされているということもございまして、場所としてはここが適当ではないかということでありました。今ご指摘がございましたように台風23号のときのような洪水等も心配もされておったわけですが、現在、京都府のほうで高屋川の改修も進められておりますし、一定条件整備等は整ってきているということもありますし、かさ上げもされたというところもございまして、そうしたことにつきましては回避ができると思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 11番 室田君

○11番（室田隆一郎君） それでは今回和田の天下地域で土地開発公社から買い戻すという提案でございますが、16筆で9,213平方メートル、坪になおしますとおおよそ2,787坪ということになるかと思えますけれども、当時坪当たり43,000前後で購入したものでございますけれども、そうしますと原価が約1億3000万円から、1億4000万円くらいであろうと思っております。しかし坪になおしますと58,000となりますが、造成費が先ほど説明がありましたように約2,000万円、土地開発公社への利子として1.75%支払うとするとそうしたものが加算されて非常に高額になっております。そこでこの地積9,213平方メートルあるわけですが、これは実測面積か公簿面積になっているのか。おおむね何年から何年の間に購入されたものなのか説明しておいていただきたいと思えます。実測であれば、購入時の公簿価格とのひらき、公簿面積であれば実測面積との開きはどうかそのへんの説明をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの質問の土地につきましては公簿による面積でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 当初の購入は平成15年の8月がだいたいほとんどの購入月でございます。

○議長（岡本 勇君） 11番 室田君

○11番（室田隆一郎君） この土地については公簿面積で取得されたということでございますが、当然実測すればだいぶ面積が出るのではないかと思います。そのへんのところどのような考えでおられるのか。田んぼであるのでそんなにでないと思いますが、おおよそどれくらいの面積が加算されると目途を持っておられるのかお尋ねしときたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 現状、地積測量で私どものほうで把握しております面積につきましては9,335㎡を上回る面積と把握しております。正式の面積につきましては一部実測、一部公簿の面積でございますので正確なところでは把握できておりません。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番（西山和樹君） 今、課長のほうから一部実測、一部公簿というふうに説明を受けたわけですが、利水路の譲渡が受けられておりますので、おそらく現地で測量されたので小さい細かい線、例えば59とか、62,51という利水路の分は当然実測になっておるわけですが、一筆ごとの実測は事実上の必要がないわけで、全体の実測が今さっきお聞かせいただいた9,335㎡というのが実測だというふうに理解をしいんでしょうか。これだけのもの畦畔をつぶして一緒になっておりますし、これはもっと実測地積が出るんじゃないかというふうに思えるんですが。それとそれからこれの一番図面の左側の42の3と42の2とこのふた筆についてはもう既に京丹波町有の土地になっているのかどうかだけお伺いしておきたいと思います。その二つについてお答えください。

○議長（岡本 勇君） 田端参事

○参事（田端耕喜君） ただいまの西山議員からのご質問でございますが、それぞれ土地の境界につきましては河川の改修なり道路の関係等々がございまして、従前購入をさせていただくときに1点ごとの座標は持っておりますが、その座標計算で結んだもので総合計を求めておりません。これはそれぞれ必要がございまして、地積測量図の中で分筆作業等がございまして、以前の不動産登記令に基づきまして現地積からそれだけの必要となるものを差し引い

たものの計算がされておりまして、実際の実測数値を積み重ねたものではございません。いずれ本計画を進めさせていただく中で、敷地面積等も明らかにしていかなければなりませんし、また調整池等の計算も出てくるということでその面積も明らかになってくるということで、おって実測数値につきましては報告をさせていただくということでご了承をお願いしたいとこのように考えております。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番（西山和樹君） まあ、座標が出ている以上は座標を拾えば、こんなもんは瞬間に出てくることでこれはちょっと怠慢だと思います。当然に出しておいてください。

それともうひとつ、病院との間の、これで見えますところの一番奥の26の3からずーと上側36の2までのこの土地です。この土地は今回の買戻しの対象になっておるのかどうかということと、先の42、43の分についての答弁を合わせて求めておきます。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長

○副町長（上田 正君） 私のほうから答弁を申し上げます。

ご質問の今回の買い戻しにつきましては枠内の部分でございまして、ご質問にございました26番地の3なり、42番地3番につきましては既に取得をしたものでございます。

道路分につきましては既に町道敷きとして登記済みの分でございます。買戻しは済んでおります。28番地が病院の敷地の分でございます。26の3、29の2、36の2は既に道路敷きとして登記済みの分でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 先ほど説明があったのですが、取得価格の内訳、利子と造成費についても一度お尋ねをしておきたい。

それから町長のほうからこの土地でいいのかどうかということで、関係者に集まってもらって検討したという説明がありましたが、どういう形の、例えば検討委員会というものなのか、どういうメンバーの方に集まってもらって検討してこの場所が適当と決められたのか、ちょっとその点伺っておきたいというのがひとつでございます。

場所の問題につきましては図面を見せていただいても、高屋川の付近ということで、河川改修の話もあったわけですが、一定下流部分の改修もされつつあるわけですが、やはりこういう時代でございます。温暖化で集中豪雨が来るなどこれまでないようなこともおきておるわけですがけれども、非常に児童をここで保育をされるとなりますと、やはり100年確率で絶対大丈夫というそういうことが保障できるといいますか、責任がもてるということが非常に大事と思いますが、その点についてはどういう確認がされているのか、50年確率という

ことなのか、30年確率ということなのか。たしかに一部造成はされておりますが、そう高台になっておるわけではございませんのでその点を伺っておきたいというように思います。

それからこの土地を取得するというごさいますが、この土地にどういう形のものを建てるということもかかってくると思います。本来は建物の大きさとかを決めて場所を選ぶというのが普通と思いますが、取得しておいてから建物を決めるといいますか、考えるということになるのか。議会にはどういうものを建てるということの報告は一切なかったと思いますが、それも合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 検討委員会のメンバー等につきましては担当課長から説明いたします。洪水の確率でございしますが、10年確率でございします。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまのご質問の検討委員会の委員さんの方々でございしますが、区長会の会長さんを始め松山地区振興会長、福祉厚生常任委員会委員長、保護者会の代表の方、婦人会、保育所の代表の方、瑞穂支所長、教育委員会等14名の委員さんでお世話になりました。

それから取得価格の内訳ですが、1億6,161万7,294円の内訳は、元金1億4,586万0,778円、うち利子が1,575万6,516円、造成分は1,913万3,730円となっております。

建物についてですが、検討委員会の中でどんなものを建てるということの大枠ですが、今後の子どもたちの人口推移を見据えた中で、また、どんな機能を持たせたらよいか、保育所だけでなく今後は地域の中で開かれた子育て支援を含めて地域の中で開かれた保育所の運営をという提案もございまして、規模としては100名規模、どんな建物が良いか、また、中はどんなふうにしたら良いかということを検討委員会の中で検討していただきました。位置につきましても日当たり等、敷地の内で南向きで病院が北側に隣接しておりますので、日当たりの関係とか検討いただきまして、この土地でということを検討委員さんにも確認いただきました。

それから平成16年の台風23号の件につきましては検討委員会の中でも何度も検討いただきまして、河川の改修、それから上流のほうにつきましても今後働きかけるということ、それから土地につきましても河川改修で現在一応できてはいるのですが、さらに今後の計画の中では幅はそのまま、さらに深くなる部分と、土地につきましても盛り土をして少し高くしてということなので今後は検討しまして対応していくということで、検討委員会で検討いた

いただきましたのを参考に今後は、基本設計、実施設計の中でも盛り込んでいきたいというように考えております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 先ほど山田課長が答弁させていただきました元金と利息の関係ですが、もう少し補則をいたしておきます。

元金1億4,586万0,778円は土地と造成分の合計額でございまして、土地の取得費は1億2,672万7,048円でございます。これに造成費が1,913万3,730円ということでの合計が元金という整理でございますので補足とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 12番 篠塚君

○12番（篠塚信太郎君） 今回取得されます16筆地目が全部田になっておりまして、土地開発公社については農地は持てないという理解をしておりますが、理事長がちょうど町長でございますのでそのへんの整理はどのようにされているのか、また、造成をして現況はもう雑種地といえますか、宅地並みにはなっているのですが、造成をされて引き取られるということになりますので地目について、農地法上の整理をどのようにされようとしているのかお伺いをします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 今ご指摘をいただきましたように、地目の関係等についての整理が不十分であると思っております。

現状につきましては、みていただいたとおり一定の造成がされているということでございますので、そのへんの変更手続等々も当然すべきでありましょうし、今日まで整理ができていなかったということについては大変申し訳なかったと考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 8番 横山君

○8番（横山 勲君） 私も何点かお尋ねしたいと思います。

土地の問題については土地開発公社の所有地であり、最終的には町で責任を持って処理をしなければならない土地でございますので、金利がかかります今日、できるだけ早く提案をされたことについては賛成をいたすわけです。その他土地開発公社の土地が23億近くありますので、一日も早くこれらの土地についての買戻しも含めてお願い申し上げたいと思います。

20年度決算の折に、南丹・京丹波地区土地開発公社の取得用地の現在高の一覧表をいただいております。その現在高の一覧表によりますと、まず整理番号10番の児童福祉施設建設用地というのが42の1と42の4の2筆ございまして、この面積が1,541.44㎡、

病院、児童福祉施設等の取得用地が合計しますと7, 531.32㎡というこの資料をいただいております。そうした面積の部分と今回取得されようとしております9, 213.88㎡と公社所有地の面積の差が、合計いたしますと328㎡ほどの差がございます。ということで328㎡ほどが公社の土地としてさらに残るのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思います。

それからちょうどそのいただいております面積を見ておきますと、たとえば申しあげますと本日提案いただいております42の1が1, 682㎡あるわけですが、取得用地一覧表の面積を見ますと1, 522.49㎡になっておりましたり、また、42の4番についても1, 25㎡になっておりますが、資料では18.95㎡になっておるという状況もございます。あるいはまた、病院、児童館の福祉施設の和田の大下37の3番地は田んぼの真ん中にありながら取得されないというような状況にあるのではないだろうかと推察するわけでございます。いずれにいたしましても今回の土地取得の部分と南丹・京丹波町地区の土地開発公社の所有面積に現在高一覧表面積が乖離しているように見受けられますので、まず1点そのへんをお尋ねいたします。

2点目にそうした状況の中で、保育所そのものが新築されるのでございますが、現在の保育所の跡地利用についてどのようなお考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） 土地開発公社の面積との乖離ということでございますが、現状としましては今提案させていただいております地積が公簿で拾い上げた数字でございます。

土地開発公社の土地のこれまでの把握状況についてですが、実はこの3月27日に土地開発公社の理事会がございました。土地開発公社の事務局については現在京丹波町のほうでやらせていただいております、南丹市と1市1町だけの関係でございますので、現状、事業名、面積とこういったものをそれぞれの市、町で土地開発公社とそれぞれのまちが把握している数字がどうかということすべて調査をさせていただきました。それで公社のほうで積み上げておられました面積等について修正を加えさせていただいた部分がございます。1筆ごとの資料は持っておりませんが、それを27日の理事会で報告をさせていただき、面積の修正もさせていただいたという経過がございます。その数字と議員さんがおっしゃっていただいた数字が合うかということもありますが、そういう経過を持っておりますので、時間をいただければそういうことも含めてきちっとお答えできるのではないかとこのように思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 現在の松山保育所の跡地利用等につきましてどうするかということの結論までは至っておりません。周辺の山村開発センターとか、さまざま公的な部分もありますので一体的な利活用ができるのではないかとこのように思います。いずれにいたしましても十分、ここだけにとどまらずさまざまな部分でそうしたことが出ようかと思ひますし、地域の皆さんを中心にしながらどう活用できるかということについては今後十分検討を深めたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 8番 横山君

○8番（横山 勲君） ただいま総務課長のほうからそうしたことについてご答弁いただきましたのでそれで結構でございますが、実は私も南丹・京丹波地区土地開発公社の取得の地積をいろいろ調べました。そういたしますと町のほうからいただいております面積とこの場所以外にも少し乖離しておる面積の部分があるのではないかとこのように見受けられましたので、ぜひひとつ精査をいただきまして、きちっとしたものを公表いただきますよう要望しておきます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 改めてちょっと町長に伺っておきたいのですが、台風や大雨の場合のことで10年確率という答弁をいただきました。ほ場整備なんかで排水路の改修をする場合でも50年確率、低くても30年確率というのですが、保育所で子どもを預かる場所で10年確率というのでは非常に大きな心配もある。これは50年、100年ということでは建てていかなければ、建物を建てて数年で建て替えるということではできないので、100年の計で建てなければならぬという点から考えますと、10年確率ということは大きな問題を抱えていると思ひますが、その点もう一度伺っておきたいと思ひます。何年確率ということを確認にして建てるべきと思ひますが合わせて伺ひます。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長

○副町長（上田 正君） 町長へのご質問ですが、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、この箇所の河川改修に対します考え方でございますが、将来計画は30年確率雨量でもって計画をするというのが前提になっております。したがいまして将来的には河川幅、河床高につきましても考慮されているところでございますが、ご案内のとおり、高屋川の河川の全体の計画が進んでおりません関係上、そうした部分的に将来計画でもって改修することが困難であるという状況もございまして、現在行っております改修計画は10年に1回の確率雨量でもっての断面で施工いたしているところでございます。将来は河床を下げ、30分の1の断面を確保するという計画でございまして、ちなみにほ場整備等につきましても部分的

に改修する場合におきましては、やはり前後の河床の状況や、勾配の関係も勘案いたしまして3年に1回の確率雨量であるとか、10年に1回とかその程度の改修計画で施工いたしておるところもあるところがございます。しかし将来には5割確率等も考慮しながら施工いたしておる現状でございます。特にこの箇所につきまして、先ほど来より出ておりましたように下流部分については改修計画を行っておるところでございますが、全体として下流なり、上流部分についても配慮しながら施工できるよう上部機関にも要望して最大限効果が発揮できるよう対応していただくようお願いいたしておるところでございます。

また、隣接いたしております河川の右岸側についても一部災害復旧で改修いたしたところがございます、その際にも用地を確保しながら施工いたした状況でございます、今言いましたようなことで断面決定をいたしたところがございます。

○議長（岡本 勇君） 9番 西山君

○9番(西山和樹君) さっきから図面を見せていただいているのですが、開発調整池ははじめからこの場所にと予定をされた土地のように思えるのですがそうであるのか、そうでないのか。これは開発用の調整池なのか、それともそれ以外の目的で作られる調整池なのかそのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長

○副町長(上田 正君) この調整池の予定でございますが、これにつきましては病院の敷地なり、保育所用地を決めましての全体計画の中で開発区域地内として調整池を設置すべく計画いたした分でございます、最終的にこの場所で調整池を設置していきたいというふうに考えております。高さ等の関係もございまして、調整池から河川への放流はちょうど病院側に32番と35の1の間に国有水路等がございまして、これが旧の河川のほうに放流されておりますのでそちらのほうに放流し、本河川に放流するという一部施工いたしておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番(山田 均君) 副町長にもう一度お尋ねしたいのですが、10年確率ということではなく、河川は30年確率で改修されているのだということです。将来見通しの関係ですが、京都府は保育所の建設と合わせて改修を約束されているのか、まったく見通しががないということなのか、そうであればここに建てるということであれば土地そのものを30年確率に見合った高い位置にする等当然考えるべきではないかと思いますが、実際河川の改修が将来の見通してあるということで5年10年先になって保育所が建つ。大雨が降って河川があふれるということも当然ありうるわけでありますが、子どもに責任が持てると断言できるのかお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 上田副町長

○副町長（上田 正君） 今申しあげました計画の断面は10分の1の確率雨量ということで下流の河川改修が行われているということで答弁をさせていただいた次第でございます。

将来的に敷地として加工するためには河床を下げて30年値の確率を確保できる断面積を確保するという計画はあるところではありますが、現に施工は10年に1回の確率で施工はされているということでございますのでご理解いただきたい。

先ほどこの河川改修ですべてに対応できるかということについては、これは確率雨量でございますので、高屋川のみならず現況河川につきましてはとうてい河川改修がなされていない以上は3分の1、5分の1、10分の1の確率雨量でもとうてい確保できない河川も多々あるというところがございます、大きな災害雨量の際には氾濫することが相当出てくるのではないかと。今回の予定地の上流は非常に断面も小さくございまして相当上流から流入をして区域全体に流入すると言う状況も発生しておる状況でございまして部分的な改修では確保できない部分もあると思っておりますので、したがってこの場所で限っていいますならば高さ等の調整によって最大限被害から実際に建物等により安全を確保していくというような対策を講じる予定にいたしております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番 山田君

○10番（山田 均君） 現在提案になっております土地取得の59号の関係であります、当然保育所の建設というのは平成19年に実施いたしました統廃合の約束事でありまして、取り組むべきと思いますが、特に申しあげておきたいのは、土地の問題で先ほど答弁があったわけですが、副町長からもいろいろ答弁があったわけですが、非常に温暖化の中台風、大雨という突発的な集中豪雨があるという中で、10年確率で調整をしている。今建物で調整をするのだと言うこともありました。それが具体的に示されておきませんので、現時点ではこういう場所で建てるとすればもっと高い造成をして取得をすると。最低30年確率50年確率というようなきちっと責任の持てる土地を取得して保育所を建設していくべきということをお願いいたします。将来の見通しとして河川改修もあるということでありましたが、それは京都府の河川改修でございますし、それもはっきりしていないという現時点ではこの場所に、この高さの土地を購入して建てるということについては非常に不安と心配があるということをお願いいたします、この議案についての反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 8番 横山君

○8番（横山 勲君） 私はただいま提案をされています議案第59号土地の取得について賛成の立場から討論をいたします。

今回の土地の取得につきましては、平成10年の11月に児童福祉施設建設用地として2筆取得されたものであります。また15年の8月に病院と合わせて児童福祉施設用地として取得され、土地開発公社が取得した土地であります。これらの土地につきましてはいずれにいたしましても最終的には町がこれらについては責任を持たなければならない土地であると理解をいたします。金利が金利を生む状況となっているところであります。速やかにここで買取をされ、そして土地を取得されますことを期待し賛成とします。申しあげますならばこの土地以外にも私ども京丹波町といたしまして約23億近くの開発公社の所有土地があるわけでございますが、金利を生むだけの状況となっております。早期の買戻し等も含めて対策を講じられることを希望いたしまして賛成討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

議案第59号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手多数 ）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に議案第60号 京丹波町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

5番 今西君

○5番（今西孝司君） この議案の趣旨には「現下の雇用、失業情勢に鑑み離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等に対して、次の雇用までの短期の雇用就業機会を創出提供する等の事業を実施し、これらのものの生活の安定を図ることとする」とありますが、事業の内容で耕作放棄地管理データ作成事業だけが直接雇用で、他の事業は委託事業となっておりますが、委託事業についても今回の不況によって失業を余儀なくされた人を採用するという事で、既に定年退職をして一戦を退かれています方とか、事業所等に関係しておられる方は採用をしないということですね。あくまで今回の不況によって失業をやむなくされた人から採用をされるということで、委託をした事業についてもそこまで検討して、この人は今回の不況で離職をされた方であるということを確認してから採用をされるということと理解し

てよいわけですか。その点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 今西議員の質問ですが、国のこの実施事業の要領によりますと失業者という定義につきましては、現在失業をしている方で労働意欲のある方という幅広い定義をされております。しかし、この事業の趣旨に鑑みまして本町の直営の事業、委託事業、委託事業につきましては委託先との細部にわたる協議も必要かと思いますが、町の希望といたしましては、この不況下において自らの意思ではなく退職に至った方を優先して雇用していただくよう調整を図っていききたいというふうに委託の相手先にもお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 2番 坂本君

○2番（坂本美智代君） 今回こうした促進事業が委託事業等になっておりますが、委託先というのはそれぞれどこなのかお伺いします。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 事業の性格からいきまして委託先を相手と調整のうえ、事業実施が可能な時点となりましたので今回補正予算として提案をさせていただきました。その委託先につきましては、まず、障害者地域就労促進事業につきましては京丹波町社会福祉協議会に委託をする予定といたしております。

グリーンツーリズム地域促進事業につきましては、対象となります田んぼでございますが曾根地内を考慮しております、その隣接する丹波自然運動公園の多目的グラウンドから見下ろせる絶好の土地がございます、そこの所有者と地元との調整がうまくいきました結果、その田んぼが最適であろうということで実施に向けた調整が進みました。よって丹波自然運動公園を使うということで委託先は丹波自然運動公園協力会を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 今回提案になっております事業としては3つの事業ということになると思いますが、ここで雇用されるというのが、今ありました社協の委託事業が1期2期ということになっておりますので同じ方ということを考えれば9人ということになると思いますが、京丹波町の状況の中で雇用をする場合、離職を含め何人ぐらいを京丹波にはありそのうちの9人というように見ておられるのか伺っておきたい。

特に障害者施設の品質及び販売促進を見ますと製作技能を持つものを雇用ということになっておりますので、一定そういう限定された方ということになりますので、現在の不況の中

で、仕事をやめたとか首になったということを広く考えた場合、ある程度絞ってしまう、限られた人ということについてどうなのかということについて1点伺っておきたい。もちろんそのことによって社協の中の共同作業所の目的である工賃アップに繋がるということになると思いますが、雇用という面ではどうかというように思います。

それから時間当たりどれくらいを考えておられるのか。通常、町が臨時で雇用する場合は最低賃金の715円くらいを言われるのですが、この場合はどういう設定がされているのかということ。

こういう場合にはプラスになっていくということを考えますと例えばグリーンツーリズムの関係で言うと、今の場合は自然公園協力会ということでしたが、京丹波全体の中でこの目的にある地域住民の交流をやっていくということになると瑞穂地域ではどうか、和知地域はどうか等検討されたのか伺っておきたい。

直接雇用の関係で耕作放棄地の管理データを作成するということですが、これは新規の雇用をしたいということですが、具体的にはデータ作成ということになっておりますが、本来こういうものをするとすれば地図のデータに落としとしていくということが一番将来的にも活用ができいいと思いますが、この場合にはどういうことを考えておられるのか。一覧表の作成だけを考えておられるのか。地図に落とすということになりますと地図というデータが必要になるということになります。そういうものを確保されており、その上耕作放棄地を載せていく、管理上もしやすいいいと思うのですが、そういう考え方なのかどうか合わせてうかがっておきます。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 1点目の離職者の想定数でございますが、これにつきましては京丹波町から町外で働いておられて離職をされた方というのがなかなかつかめませんし、全体として町内の方も含めましてつかむことが不可能でございます。ご容赦願いたいと思います。

それから障害者施設の就労促進事業における雇用については職業が限定されるというご質問と思いますが、事業の目的からしまして一定の条件は必要と考えておりますが、できるだけ農村部の特性からも製作技術を持っておられる方はたくさんいらっしゃると思いますので、一定の条件を設定いたしましても、都会ほど限定されるとは考えておりません。ただしできるだけ広い門となるようには委託先と調整はさせていただきたいというふうに思っております。

グリーンツーリズムの場所の検討につきましては町を中心にその他の場所の選定も行った

ように聞いておりますが、最終的に田んぼと施設がうまくマッチしたのが今回予定をしております場所でございます。ただし今回の事業の実施によりましてその他の場所でも同じような集客イベントが広まることを期待してこの事業がその呼び水となるような事業となることを期待しているところであります。

それから耕作放棄地の調査でございますが、この事業におきましては耕作放棄地調査結果をもとに、再度現地を調査し一定の基準で現地を確認した上で写真もできるだけとり、それを地図上に落とししていくという作業で、最終的には地図と一覧表、さらにはこの事業実施後になろうかと思っておりますが、希望といたしましては電算システム上に落とされ全体的な土地の一括管理に発展していくことが理想であると考えております。

賃金単価につきましては障害者地域就労促進事業につきましては時給1,000円の計画にいたしております。グリーンツーリズムにつきましては日当として8,000円、直営の耕作放棄地管理データにつきましては町の賃金基準に基づきます1日6,000円の計画をいたしております。ただし委託先についてはこの額が決定されたというわけではございません。今後全体の調整を図る中で決定されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 京丹波町の雇用の関係の実態がつかめないということですが、これは直接職安に行くということになっておりますので、そこで確認すれば京丹波の方が何人くらいということをつかめるはずでございますので、対策本部をつくっているのですからそれくらいは連絡とって京丹波の状況をつかんでいくということが当然だと思います。至急やるべきだと思います。対策本部を設置している意味がないと思いますのでその点強く申しあげておきます。

管理データの関係ですが、担当課長からは将来の方向を聞かせていただきました。今の実際の耕作放棄地というのは毎年どんどん増えていっている。21年作れば22年はどうするのかということになるので、それが生かされていくということで管理されていくのなら185万円の予算で作ったけれど、後何も生かされないということにならないようやるべきだと思いますのでその点伺っておきたいと思っております。

それからこれ以外に休耕田を起す取り組みや、例えば京都府が府道の側溝の整備をやっておりますが、町道や林道を整備してそれを地元が引き継いでちゃんとするとかそういう検討はされたのか、まったく除外されたのか伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 耕作放棄地のデータ作成の後のお話でございますが、その後
に起きましてもそのときどきの実態がつかめるように今後農業委員さんとも連携しながらま
とめていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから緊急雇用の関係で道路等の維持管理作業につきましてですが、今回の交付金事業
によります緊急雇用の創出事業につきましては既存事業、事業の振り替えは不可という規定
がございますので対象からははずさせていただきました。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 職安へ照会するべきではないかということを知りましたが、答弁がな
かったのですが、担当課としても対策本部の事務局としてもどうかということを知って
おきたいと思っております。

緊急雇用というのをどうのように考えるかということですが、既存の事業はあかんとい
うことになっておりますが、道路の法面の刈り払いや側溝の泥さらえとかは今までやってい
ないことですし、それからいろんな地域から出されております問題もたくさん要望も出てい
る中でこういうものでできないかどうか検討をされたのかどうかもう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 職安の関係につきましては今後情報収集をしながら対策に努
めてまいりたいと思っております。

道路等の維持管理につきましては、まずは緊急雇用創出事業の実施について第1に検討い
たしましたので、振替事業はだめだということから対象からははずさせていただきました

○議長（岡本 勇君） 6番 東君

○6番（東まさ子君） 緊急雇用ということで事業をされるわけですが、委託と直轄とありま
すが自治体によってはものすごく応募があふれるということがありますが、直轄でありました
ら公募をされるのか、委託でありましたらこの内容を見ますと技能を持った方と多少限定さ
れるかもわかりませんが、委託先につきましてはどのような形で人を求められるのかそうい
うところは町として関わるということはないのですか。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長

○産業振興課長（久木寿一君） 公募ということで実施していきたいと思っております。その方法に
つきましては職業安定所を通すのか、お知らせ版広報等でお知らせをするのか最終の検討には
至っておりませんが、一般的に町のアルバイト等を募集する際の方法は最低とらせていただき
たいというふうを考えております。

委託先についてもそれに準じて行っていただくようお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

議案第60号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

（ 挙手 全員 ）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

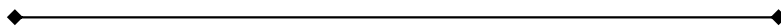
よって議案60号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年第1回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

議員の皆さんには大変ご苦労さんございますが、議員定数等検討特別委員長のほうから時間等の連絡をいただきまして委員会を開催いただきますのでよろしく願いいたします。

午前11時50分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 岡本 勇

〃 署名議員 小田 耕治

〃 署名議員 横山 勲